

規制の事前評価書

1 規制の名称

銃砲刀剣類の所持許可を取り消された者に係る欠格期間の延長

2 担当部局

警察庁生活安全局生活環境課

3 評価実施時期

平成20年9月

4 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の目的及び必要性

現行の銃砲刀剣類所持等取締法の取消処分に係る欠格事由は、取消事由によって取消処分後の欠格期間に差を設けてはいないが、銃砲刀剣類等を使用して人の生命又は身体を害する罪に当たる違法な行為等をして取り消された場合は、銃砲刀剣類所持等取締法違反等他の取消事由と比して、その危険性は著しく高いことから、これにより所持許可を取り消された者は、悪質で危険性の高い不適格者としてより長期間排除する必要がある。そこで、銃砲刀剣類の所持又は使用による危害を防止するため、悪質で危険性の高い不適格者として、銃砲刀剣類の所持許可を取り消されたものには10年間銃砲刀剣類を所持させないこととする。

(2) 規制の内容

人の生命又は身体を害する罪に当たる違法な行為等を行い、これにより銃砲刀剣類の所持許可を取り消された者の欠格期間を5年から10年に延長する。

5 法令の名称・関連条項とその内容

銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第8号

6 想定される代替案

特になし。

7 規制の費用

規制の導入に伴って新たな費用は発生しない。

8 規制の便益

悪質で危険性の高い不適格者として、銃砲刀剣類の所持許可を取り消されたものに銃砲刀剣類を所持させないことにより、銃砲刀剣類の使用又は所持による人の生命及び身体の被害が防止される。

9 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

悪質で危険性の高い不適格者として、銃砲刀剣類の所持許可を取り消されたものに銃砲刀剣類を所持させないことにより、銃砲刀剣類の使用又は所持による人の生命及び身体の被害が防止される。一方、欠格期間を延長することによる新たな費用は想定されない。したがって、改正案は適切であると評価することができる。

10 有識者の見解その他の関連事項

平成20年5月から、銃砲規制等の在り方に関して有識者・専門家から意見を聴取することを目的として「銃砲規制のあり方に関する懇談会」（座長：藤原静雄 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授）が設置され、幅広く検討が行われ、同年7月に「銃砲規制等の在り方に関する意見書」を取りまとめた。

今般の法改正案については、当該意見書の内容を反映させたものとなっている。

11 レビューを行う時期又は条件

当該規制は、社会秩序の基本に係る最小限度の規制であり、見直し規定を置かないものの、社会情勢に応じて必要があると認めるときは所要の措置を講ずるものとする。